

長崎市耐震改修促進計画

平成20年（2008年）3月	策定
平成24年（2012年）3月	改訂
平成27年（2015年）6月	改訂
令和2年（2020年）3月	改訂

長 崎 市

改訂の内容

長崎市では、平成20年3月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づく「長崎市耐震改修促進計画」を策定し、平成25年11月に改正された耐震改修促進法を踏まえ、平成27年6月に改訂を行い建築物の耐震化を促進してきました。

今回、平成28年3月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が改正されたことに伴い、主に以下の点を改訂しました。

主な改訂の概要

1. 計画の期間を令和7年度までに延長しました。
2. 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和7年度までに住宅90%、多数の者が利用する建築物95%にすることを目標値とし、平成30年度時点の耐震化率の検証を行い、現在の耐震化率に更新しました。
3. 木造戸建住宅の耐震化に係る施策及び市民への地震に対する安全性の向上に係る周知について、取組み内容を拡充しました。
4. コンクリートブロック塀及び老朽化したはね出しスラブの安全確保のための支援を強化しました。

目 次

第1章 耐震改修促進計画の目的

1 計画の必要性	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 市民の役割	2
5 市の役割	2
6 計画の期間	3

第2章 耐震改修の現状と目標

1 想定される地震の規模と被害予測	3
(1) 想定される地震の規模	
(2) 想定される被害の状況	
2 住宅の耐震化の現状と目標	4
3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	5
4 公共建築物の耐震化の現状	5
5 市が所有する建築物の耐震化基本方針	7
6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化目標	7

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

1 民間建築物の耐震化を促進するための支援	9
(1) 住宅の耐震化に関する支援	
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援	
(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援	
(4) 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する支援	
2 耐震改修を促進するための環境整備	10
(1) 専門技術者の養成	
(2) 耐震診断及び耐震改修の技術の普及	
3 地震時の総合的な安全対策	10
(1) ブロック塀等の安全対策	
(2) 落下に対する安全対策	
(3) エレベーターの閉じ込め防止対策	
(4) エスカレーターの脱落防止対策	
(5) 給湯設備の転倒防止対策	
(6) 地震発生後の対応	
(7) 地震によるがけ崩れ等による安全対策	
4 地震発生時に通行を確保するため	
沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定	12
(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路の指定（建築物集合地域通過道路等）	
(2) 耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（緊急輸送道路等）	
5 地震防災マップの公表	12

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 相談体制の整備	13
2 情報の提供	13
3 耐震化に関する啓発	13
(1) 市民への啓発	
(2) 建築関係事業者への啓発	
4 自主的な地震対策の推進	13

第5章 耐震改修促進法等による指導等	
1 全ての特定既存耐震不適格建築物への指導・助言	14
2 一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対する指示・公表等	14
3 指導・助言を優先的に実施すべき特定既存耐震不適格建築物	14
4 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物についての対応	15
(1) 耐震診断の結果の報告に関する命令・公表	
(2) 耐震改修に関する指導・助言・指示・公表	

第6章 建築物の防災に関する連携	15
-------------------------	----

第7章 耐震改修促進計画の今後の見直し	15
----------------------------	----

(参考資料)

1 特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物、 要安全確認計画記載建築物の要件	16
2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件	17
3 避難路沿道建築物の高さ要件	18
4 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（緊急輸送道路等）	19

第1章 耐震改修促進計画の目的

1 計画の必要性

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,434人の尊い命が犠牲となり、約26万棟の家屋が全壊・半壊しました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この震災では、昭和56年5月以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の建築物に被害が多かったことが調査の結果報告されています。

この甚大な災害を受け、既存建築物の耐震化を促進するため、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

近年では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震などに見られるように予想し得ない地域で大地震が発生し、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

建築物の耐震改修は、中央防災会議で決定された“地域防災戦略”や“建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）”において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定より半減化させるという目標達成のために最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべき課題として位置づけられています。

これらの提言を受け、平成18年1月に「耐震改修促進法」が改正施行され、都道府県において「耐震改修促進計画」を策定し、「具体的な目標」のもと「計画的な耐震化」を行うことが求められ、平成19年8月に長崎県耐震改修促進計画が策定されています。また、市町村においては区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものと位置付けられ、平成20年3月に長崎市耐震改修促進計画を策定しました。

このように計画的な耐震化を促進しているなか、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると被害が甚大なものになると想定されています。

このような背景から、想定される被害を未然に防止することを目的として、建築物の耐震化を強力に推進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正施行され、耐震診断の義務付け及び結果の公表、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象建築物の範囲の拡大、耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例、耐震性に係る表示制度の創設、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための措置が規定されました。

また、平成28年3月に改正施行された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」に基づき、新たな耐震化率の目標設定を行うとともに、平成28年4月に発生した一連の熊本地震による被災状況を踏まえ、本市においても「長崎市耐震改修促進計画」に、これらの法改正の趣旨を反映させ、これまで以上に、効果的かつ効率的に耐震化を推進していく必要があります。

更に、長崎市における課題として、今後空き家が増加することが想定される中、既存

建物のストック活用のため耐震化は必要と考えるものの、特に住宅において耐震診断は実施されているが、耐震補強工事まで至っていないことが散見されているため、いかに空き家の除却や住宅の耐震補強工事を実施させるかが課題となっています。このため、次頁からは本市における住宅等の耐震化の現状と目標を掲げ、耐震化に向けた効果的な手法などを模索することとします。

2 計画の目的

平成18年3月の「長崎県地震等防災アセスメント報告書」において、島原半島から橋湾を中心に地震の発生予想がなされ、本市では震度6弱以上の地震発生を想定する区域が東長崎地区を中心にあり、近年では、想定されていない活断層による地震発生も危惧されています。

これらの状況を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物^{*}の耐震化率の目標を、耐震改修促進法に示される「国の基本方針」及び「長崎県耐震改修促進計画」を踏まえ、地震による建物の被害及び市民の人命や財産の損失を未然に防止するため、令和7年度までに耐震化率を住宅90%、多数の者が利用する建築物95%と設定し、地震被害を減少させ、安全に安心して住み続けられるまちづくりを行うことを目的とします。

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物とします。(学校、体育館、病院、百貨店、事務所、老人ホーム…などの建築物で一定規模以上のもの。P16参照)

3 計画の位置づけ

長崎市耐震促進計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、“国の基本方針”及び「長崎県耐震改修促進計画」に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画と位置づけています。

4 市民の役割

市民は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性の確保や地域における防災対策として、自らの問題のみならず、地域の問題として意識し、建築物の安全性を向上させるよう努めることが重要です。

そのためには、以下の4つを柱とした防災対策に取り組むことが必要となります。

- (1) 建築物の耐震性能の向上(耐震診断・耐震改修)
- (2) 建築物の防災性能の向上(外壁・天井・窓ガラスの落下対策)
- (3) 建築物の敷地の安全性向上(ブロック塀・擁壁の安全管理)
- (4) 地域防災活動への参加・協力

5 市の役割

市は、公共施設の耐震化を促進するとともに、地域防災計画や耐震改修促進法の適正な運用を図り、必要な情報・知識の普及啓発を行うとともに、耐震化に取り組みやすい環境の整備に努めます。

- (1) 住宅・建築物の耐震化の促進
- (2) 市が所有する建築物の耐震化
- (3) 民間建築物の耐震化を促進するための支援

- (4) 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に対し必要な指導・助言
- (5) 地震・防災に関する普及啓発及び地域の地震に係る情報発信
- (6) 相談窓口の設置

6 計画の期間

本計画の期間は、平成20年4月から令和8年3月までとします。

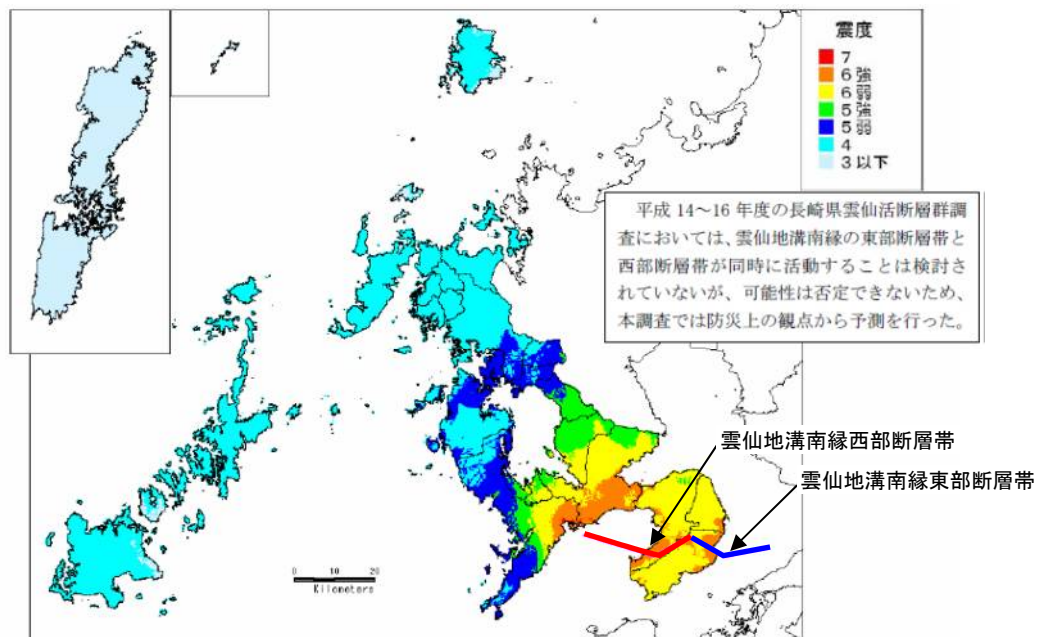
2章 耐震改修の現状と目標

1 想定される地震の規模と被害予測

(1) 想定される地震の規模

平成18年3月の「長崎県地震等防災アセスメント報告書」によると、活断層による地震規模は、本市においては東長崎地区で震度6弱以上、中心部においても震度5強以上の発生が想定されています。また、福岡県西方沖地震のように、想定されていない活断層での地震については、M6.9規模の地震が直下で発生した場合の震度予測として、各地で震度6弱、河川の河口に近い地盤の軟弱な地域で震度6強となる想定がなされています。

参考（雲仙地溝南縁東部断層と西部断層連動による震度予測）



(2) 想定される被害の状況

長崎県地震等防災アセスメント報告書による建築物被害想定は下表のとおりです。

<表1 建物の被害予測及び耐震化による大破棟数の比較（長崎市域内分）>

震源活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部、西部断層帯の連動	橘湾西部断層帯
大破棟数予測（棟）	4,067	15,609	296
耐震化後の大破棟数（棟）	1,545	7,180	53
耐震化による減少率（%）	62	54	82

2 住宅の耐震化の現状と目標

目標：住宅の耐震化率を令和7年度までに90%にします。

長崎市内の住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）の耐震化率は、表2-1のとおり、住宅・土地統計調査（総務省実施）を基にした推計では、平成15年時点で約72%、また、平成30年度末における耐震化率は82.9%と推計されます。

<表2-1 住宅の耐震化率（推計値）>

年（年度）	H15年	H20年	H25年	H27年度	H30年度	令和7年度（目標値）
住宅の耐震化率	72%	74%	79%	81%	82.9%	90%

<表2-2 平成25年度末（推計）住宅の耐震化率>（単位：戸）

住宅総数 (A)	住宅総数		うち耐震性能有の住宅数 (推計)		耐震性能有の住宅数 (F) B+D+E=F	耐震化率 (%) (F) / (A)
	昭和56年6月以降に建築された住宅数 (B)	昭和56年5月以前に建築された住宅数 (C)	うち耐震性能有の数 (推計) (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
194,170	137,260	56,910	15,617	1,400	154,277	79

<表2-3 平成30年度末（推計）住宅の耐震化率>（単位：戸）

住宅総数 (A)	住宅総数		うち耐震性能有の住宅数 (推計)		耐震性能有の住宅数 (F) B+D+E=F	耐震化率 (%) (F) / (A)
	昭和56年6月以降に建築された住宅数 (B)	昭和56年5月以前に建築された住宅数 (C)	うち耐震性能有の数 (推計) (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
200,129	149,398	50,731	15,108	1,527	166,033	82.9

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合に耐震性が有りとなる住宅数（推計）

E：耐震診断の結果で耐震性が無いとされた建築物のうち必要な耐震改修工事を実施した住宅数

住宅の耐震化率については、平成 27 年度までの当初の目標 90%を達成できていない状況にあることから、引き続き、市では、令和 7 年度までに 90%にすることを目標とします。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

目標：多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 7 年度までに 95%にします。

市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は、表 3-1 のとおり平成 18 年度において、約 70%と推計され平成 30 年度時点で 87.7%と推計されます。

<表 3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化率（推計値）>

年度	H18 年度	H22 年度	H27 年度	H30 年度	令和 7 年度 (目標値)
耐震化率	70%	79%	85%	87.7%	95%

<表 3-2 平成 30 年度末（推計）多数の者が利用する建築物の耐震化率>

(単位：棟)

多数の者が利用 する建築物 総数 (A)	昭和 56 年 6 月以降に 建築された 建築物数 (B)	昭和 56 年 5 月以前に 建築された 建築物数 (C)	うち耐震 性能有の数 (推計)		耐震性能有 の建築物数 B+D+E= (F)	耐震化率 (%) (F) / (A)
			うち耐震 性有の数 (推計) (D)	うち耐震 改修工事 済の数 (E)		
2,006	1,197	809	368	195	1,760	87.7

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合に耐震性が有りとなる建築物数（推計）

E：耐震診断の結果で耐震性が無いとされた建築物のうち必要な耐震改修工事を実施した建築物数

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、平成 27 年度までの当初の目標 90%を達成できていない状況にあるが、市では、令和 7 年度までに 95%にすることを目標とします。

4 公共建築物の耐震化の現状

公共建築物は、不特定多数の方が利用する施設であり、防災拠点としての機能を確保する面からも、耐震化を進めることは大変重要です。

防災拠点となる施設は、災害時の対策本部となる一般庁舎や避難施設としての学校・体育館、医療・消防・警察機関及び物資輸送に必要な輸送機関（港湾）等が重要な施設としてあげられます。

多数の者が利用する公共建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物である公共建築物）の耐震化率は、表 4-1 のとおり平成 19 年度に約 73%でしたが、平成 30 年度末では、92.9%と推計されます。

<表4-1 多数の者が利用する公共建築物の耐震化率（推計値）>

年度	H19年度	H22年度	H27年度	H30年度	令和7年度 （目標値）
耐震化率	73%	80%	90%	92.9%	95%

<表4-2 平成30年度末多数の者が利用する公共建築物の耐震化状況>

（単位：棟）

多数の者が利用する公共建築物の主要用途	建築物数 (A)	昭和56年6月以降に建築された建築物数	昭和56年5月以前に建築された建築物数	うち耐震性		耐震性能有の建築物数 B+D+E=(F)	耐震化率 (%) (F)/(A)
		(B)	(C)	有の数 (D)	改修工事済の数 (E)		
事務所	49	16	33	2	11	29	59
公共団体庁舎 消防署等							
病院等	1	1	0	0	0	1	100
病院・診療所							
福祉施設	9	7	2	2	0	9	100
老人ホーム 福祉センター 児童福祉施設等							
ホテル	5	3	2	0	1	4	80
ホテル 旅館等							
体育館・公会堂等	30	23	7	1	5	29	96
集会所・図書館・ 博物館等							
保育所・幼稚園	7	2	5	2	3	7	100
小・中学校 （体育館を含む）	153	74	79	8	67	149	97
小・中学校等以外の学校	35	14	21	0	21	35	100
高等学校・ 各種学校等							
公営住宅	476	258	218	191	0	449	94
その他	18	14	4	0	2	16	88
ターミナル 処理施設等							
全体計	783	412	371	206	110	728	92.9

5 市が所有する建築物の耐震化基本方針

- (1) 幼児、児童及び生徒が常時使用する施設（保育所、幼稚園、小、中学校）は、校舎等の改築や統廃合を予定しているものを除く全ての施設の耐震化を完了しています。改築を予定している校舎等は、建替えの早期事業着手をめざします。
- (2) 災害時に機能の確保が必要な施設（市庁舎、支所、行政センター、消防庁舎等）の耐震化を促進します。特に市庁舎については、老朽化や耐震強度の不足などを解決するため、令和4年度中の新庁舎完成をめざします。
- (3) 地域防災計画において、避難所として位置付けられている施設の耐震化を促進します。
- (4) 多数の者が利用する市有建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物である市有建築物）については、施設の重要性を考慮し耐震化を促進します。
- (5) 「長崎市市有建築物耐震化実施計画」及び「長崎市公共施設マネジメント基本計画」との整合性を図り、市有建築物の耐震化を促進します。
- (6) 市有建築物については、市民に安心して利用いただけるよう、耐震診断の結果及び耐震補強の実施状況を定期的に公表します。

6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化目標

目標：多数の者が利用する市有建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にします。

防災拠点施設及び教育施設については、優先的に耐震化に取り組む施設として位置付け、計画的な耐震化を推進します。

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、平成27年度までの当初目標である90%を達成し、平成30年度では、93.8%となっています。市では、国の基本方針等を踏まえ、令和7年度までに95%にすることを目標とします

<表5-1 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率>

年度	H19年度	H23年度	H27年度	H30年度	令和7年度 (目標値)
耐震化率	65%	81%	91%	93.8%	95%

<表5-2 平成30年度末多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況>

(単位：棟)

多数の者が利用する市有建築物の主要用途	建築物数					耐震性能有の建築物数 B+D+E=(F)	耐震化率 (%) (F)/(A)
	(A)	昭和56年6月以降に建築された建築物数 (B)	昭和56年5月以前に建築された建築物数 (C)	うち耐震性有の数 (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
事務所	19	11	8	1	2	14	73
公共団体庁舎 消防署等							
病院等	1	1	0	0	0	1	100
病院・診療所							
福祉施設	7	6	1	1	0	7	100
老人ホーム 福祉センター 児童福祉施設等							
ホテル	4	2	2	0	1	3	75
ホテル 旅館等							
体育館・公会堂等	24	19	5	1	4	24	100
集会所・図書館・ 博物館等							
保育所・幼稚園	7	2	5	2	3	7	100
小・中学校 (体育館を含む)	147	69	78	8	66	143	97
小・中学校等以外の 学校	4	4	0	0	0	4	100
高等学校・各種学 校等							
市営住宅	247	120	127	109	0	229	92
その他	14	11	3	0	2	13	92
ターミナル・処理 施設等							
全体計	474	245	229	122	78	445	93.8

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

1 民間建築物の耐震化を促進するための支援

(1) 住宅の耐震化に関する支援

住宅の耐震化は、居住者の生命や財産を保護するとともに、建築物が密集した市街地においては地域の防災機能を高めることとなります。

市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の所有者等が実施する耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する「安全・安心住まいづくり支援事業」を、今後も引き続き実施します。

長崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム[※]を策定するとともに、耐震化に係る工事まで実施してもらうため、耐震改修設計等及び耐震改修工事の費用について、補助率・補助限度額を拡充した耐震化総合支援事業を設け、耐震改修工事の実施件数の増加に努めます。

※長崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム・・・住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強化に推進することを目的とする。

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条（P16参照）に規定されており、

- ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校・体育館・病院・老人ホーム・百貨店・事務所等）
- ② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等
- ③ 避難路沿道建築物（県又は市が指定する緊急輸送道路等（P12 第3章4(2)参照）の沿道建築物であって高さ要件に該当するもの）

が該当します。

市は、昭和56年5月以前に建築された特定既存耐震不適格建築物の耐震化を計画的に促進することとし、防災上重要な役割を果たす建築物等を優先して耐震化を図るため、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成する「民間建築物耐震化推進事業」を、今後も引き続き実施します。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援

要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け対象建築物）（P16参照）は、耐震改修促進法附則第3条に規定されており、

- ① 不特定かつ多数の者が利用する大規模建築物（病院・店舗・旅館等）
- ② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム・小学校・中学校・幼稚園・保育所等）
- ③ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

が該当します。

市は、上記の①、②に該当する要緊急安全確認大規模建築物については、地震に対する安全性を確保するため、耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成する「民間建築物耐震化推進事業」を今後も引き続き実施します。なお、長崎市地域

防災計画において避難所等として位置付けられ、かつ長崎県耐震改修促進計画において防災拠点建築物として位置付けられる建築物の耐震改修工事については、国の拡充された補助制度を活用し支援します。

(4) 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する支援

要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け対象建築物）は、耐震改修促進法第7条に規定されており、

① 避難路沿道建築物（県又は市が指定する建築物集合地域通過道路等の沿道建築物であって高さ要件に該当するもの）（P18参照）

② 防災拠点建築物（県が指定する庁舎、避難所等の建築物）

が該当します。

①については、令和2年3月末時点で指定はありませんが、今後、指定について検討を行います。

②については、長崎県耐震改修促進計画において指定されます。

上記の要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事の支援について検討を行います。

2 耐震改修を促進するための環境整備

(1) 専門技術者の養成

木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。

これらの方々を対象とした講習会を実施することで、建築関係の技術者が耐震化に必要な知識・技術を習得できる場を県と協力して提供します。

また、市民が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の技術の普及

市は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県及び“耐震改修支援センター※”の協力を得ながら、耐震技術の普及に努めます。 ※耐震改修促進法に基づき、国が指定する耐震化に関する支援機関

3 地震時の総合的な安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

大規模地震発生によりコンクリートブロック塀等の倒壊も生じており、地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。

今後は、避難路沿道（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る道路（通学路含む））に存する地震時に倒壊する恐れがある危険なブロック塀等を撤去し安全確保をより一層促進するために、市は、国等の補助事業等を活用した助成制度を設け、ブロック塀等の安全確保の推進を図ります。

なお、ブロック塀等の安全確保の推進のための支援において、避難路沿道に存する老朽化したはね出しスラブについても、助成の対象とすることにより、避難路の安全確保の推進を図ります。

① 市民への啓発

新しいブロック塀の施工方法、既存ブロック塀の補強方法や安全対策について、長崎市のホームページで公表したり、パンフレットを配布するなど、市民への周知を今後も継続して行います。

② ブロック塀を施工するものに対する周知

ブロック塀の計画・施工に携わる建築関係者に対し、正しい技術の周知を行います。

(2) 落下に対する安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井の落下による被害が発生しています。

建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事を実施することが必要です。

市では、平成17年より一定規模以上の建築物について、安全対策の措置状況に関する調査・指導を実施しており、今後も継続して必要な指導を実施します。

また、平成26年4月に建築基準法が改正され、天井脱落対策に係る基準が新たに定められたことを受け、市は、特定天井（6m超えの高さにある、面積200㎡超え、質量2kg/㎡超えのつり天井で人が日常利用する場所に設置されているもの。）の安全性に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっていることから、平成21年9月に建築基準法が改正され、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。これに伴い、市は、エレベーターの安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(4) エスカレーターの脱落防止対策

東日本大震災において、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、平成26年4月に建築基準法が改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する基準が新たに定められています。市は、非固定部のかかり代の規定等の安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(5) 給湯設備の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、平成25年4月に建築基準法が改正され、給湯設備の転倒防止対策に関する基準が新たに定められています。市は、給湯設備の固定方法の規定等の安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して

行います。

(6) 地震発生後の対応

大規模な地震発生後の建築物や敷地の崩壊による2次被害を防止するため、震度5弱以上の地震が発生し建築物や宅地について、大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災建築物や被災宅地の危険度判定を実施します。

(7) 地震によるがけ崩れ等による安全対策

一定の基準を満たす斜面に近接する住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業により移転を促進しています。

また、土砂災害警戒区域に指定された区域については、がけ崩れなどがあった場合に、住民の安全を確保するための施策として、警戒避難体制の整備を行っています。

4 地震発生時に通行を確保するため沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路の指定（建築物集合地域通過道路等）

長崎市内において、令和2年3月時点での当該道路の指定はありませんが、今後、指定について検討を行います。

県又は市の耐震改修促進計画で当該道路が指定された場合、当該道路にその敷地が接し、高さ要件（P18参照）に該当する既存耐震不適格建築物については、耐震診断を行い、その結果を定められた期限までに所管行政庁（長崎市）に報告することが義務付けられることとなります。

(2) 耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（緊急輸送道路等）

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた道路のうち、長崎市内にある道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路として指定しています。（P19・20参照）

また、今後、市の地域防災計画において、災害対策基本法に基づく「緊急輸送道路」「避難路」として指定される道路についても、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路としての指定について検討を行います。

5 地震防災マップの公表

建築物の所有者等の防災意識を高め、地震被害への予防を図るため、地震による各地域の震度の情報を提供する「揺れやすさマップ」や倒壊率で建物の危険性の程度等を記載した「地域危険度マップ」を作成し、長崎市ホームページ等を通じて公表しています。

更に地震発生に伴い地盤の液状化現象が発生する場合があることから、市民における防災対策の備えを促すため、長崎市ホームページ等を通じて液状化現象発生の可能性に係る周知に努めます。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備

建築指導課を相談窓口とし、市民からの耐震診断や耐震改修等の耐震化に関する相談に対応し、建築関係団体に対し相談窓口の設置について協力を依頼し、併せて耐震化に関する情報を今後も継続して提供します。

また、長崎県内の木造戸建住宅に係る耐震改修工事の施工者に関する情報を長崎県と連携しホームページに掲載しています。

2 情報の提供

市は、耐震化に関する新たな知識・技術についての情報提供を、建築関係団体に積極的に行うとともに、必要に応じ、長崎県と協力して講習会等の実施に努めます。

3 耐震化に関する啓発

(1) 市民への啓発

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するためには、所有者である市民が自らの問題、地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが必要であり、自主防災組織や自治会組織など地域の方々が一体となって取り組む地域防災マップづくりなどを支援することにより、今後も引き続き防災意識の啓発に取り組みます。

市は、地震に対する安全対策の必要性について市民に周知するため、次の取組みを今後も継続して実施します。

- 広報紙を活用した情報発信
- ホームページへの情報掲載
- パンフレットの配布
- 建築物防災週間、住宅月間等のイベントを活用した情報発信や建築相談
- 市民への直接的な働きかけ（戸個別訪問の実施）

(2) 建築関係事業者への啓発

建築物の耐震性の向上に直接関わる建築士や工事業者等の建築関係者が、耐震化の必要性を認識し、必要な知識を習得したり、技術を向上させたりすることは非常に重要です。

また、建築物のリフォームを実施する際に併せて耐震化を行うことは、合理的でありコスト的な観点からも有効です。

このことから、市は、建築関係者の耐震化への理解と知識・技術の向上を図るため、耐震基準及び耐震改修事例等の技術について、長崎県及び関係団体と協力して講習会の実施に努めます。

4 自主的な地震対策の推進

建築物自体の耐震化を行うことはもちろん重要ですが、建築物内での家具の転倒等により、ケガを負ったり、避難口がふさがれて避難が困難になったりする場合があります。

市は、市民へ事例を踏まえた家具や家電等の転倒防止について周知し、事例を踏まえたパンフレットを配布し、これらの転倒防止に対する自主的な地震対策の推進を図ります。

第5章 耐震改修促進法等による指導等

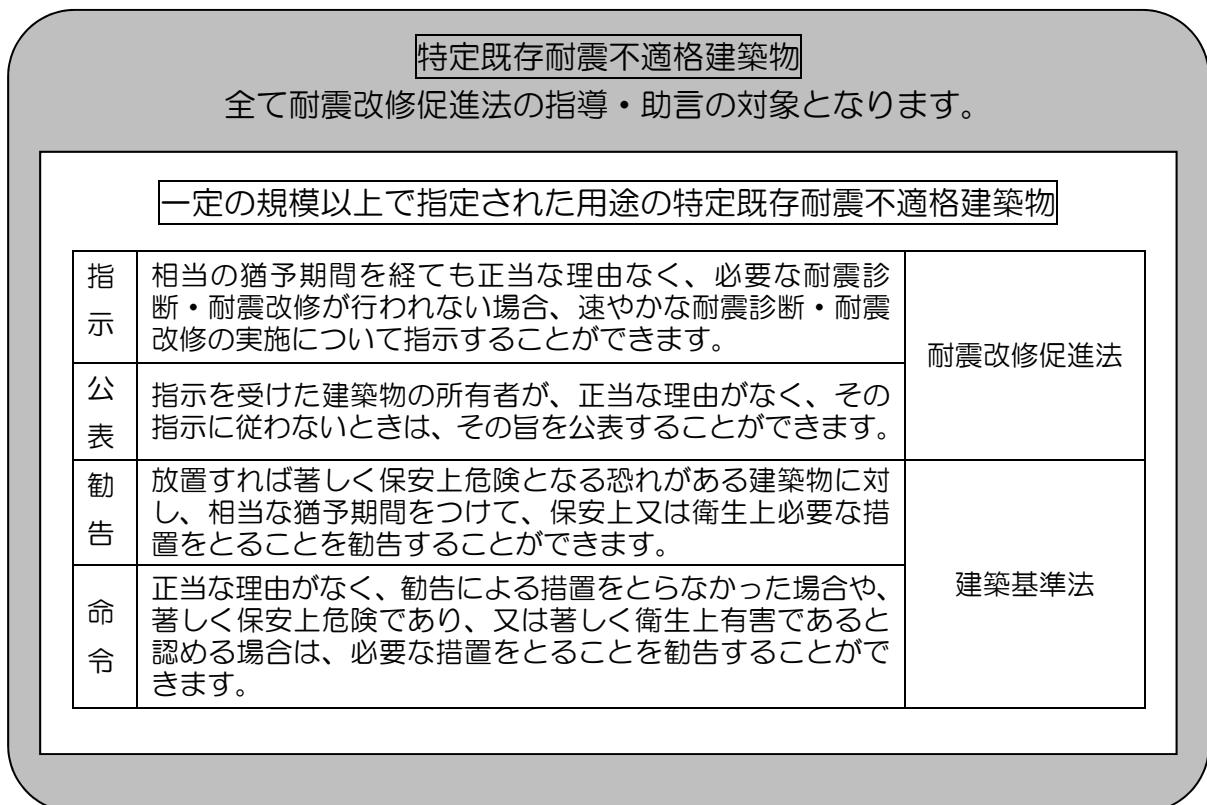
1 全ての特定既存耐震不適格建築物への指導・助言

地震に対する安全性を向上させるために、特定既存耐震不適格建築物（P16参照）の所有者に対して、必要な指導及び助言をすることができます。

2 一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対する指示・公表等

- ① 特定既存耐震不適格建築物のうち一定規模以上で指定された用途の建築物の所有者に対し耐震診断・改修についての報告（必要に応じ建築物への立ち入り調査の実施）を求めることができます。
- ② 地震発生時に倒壊の恐れがあるなど、著しく危険であると認められる建築物に対する報告書の提出、耐震診断・改修の実施等の必要な指示をすることができます。
- ③ 建築物の所有者等が、相当の猶予期間を経ても指示に従わない場合は、建築物の住所・名称の公表、並びに必要な応じ建築基準法の規定による勧告・命令をすることができます。

指導等の概念図



3 指導・助言を優先的に実施すべき特定既存耐震不適格建築物

- ① 災害時の救護施設となる病院
- ② 災害時の避難施設となる建築物
- ③ 緊急輸送道路等の道路閉塞による通行の妨げとなる恐れがある建築物

4 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物についての対応

(1) 耐震診断の結果の報告に関する命令・公表

耐震改修促進法に基づき、耐震診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁が建築物の所有者に、制度の十分な説明に努め、耐震診断の確実な実施及び耐震化の実施を促します。

なお、要緊急安全確認大規模建築物については、その耐震診断の結果を、平成 29 年 3 月 31 日にホームページで公表しています。

(2) 耐震改修に関する指導・助言・指示・公表

報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者に対して指導及び助言をすることができます。また、指導に従わなかったときは必要な指示を行います。正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表することができます。

第6章 建築物の防災に関する連携

総合的な建築物の防災に関して、消防機関・建築関係団体・県内の建築基準法に基づく特定行政庁（長崎県、長崎市、佐世保市）より組織する、長崎県建築物等総合防災連絡協議会を平成 10 年 6 月に設置し、防災に関する施策を検討するとともに、各機関の連携を図っています。

今後も、当該連絡協議会において、耐震改修などをはじめとした建築物の安全・安心を促進するために、県を中心に連携して活動を行います。

第7章 耐震改修促進計画の今後の見直し

本計画は、耐震化の状況を勘案のうえ、おおむね 3 年ごとに検証を行うこととし、必要に応じ、随時計画の見直しを行います。

また、本計画の計画期間は、令和 8 年 3 月までとしているため、計画の進捗と効果についての総括を行い、その結果や国の基本方針及び県の耐震改修促進計画における建築物の耐震化の目標の設定状況を踏まえ、計画見直しを行っていきます。

(参考資料)

※参考資料内の「法」は、耐震改修促進法を示す。

1. 特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の要件

用途	特定既存耐震不適格建築物 (法 14 条)		要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条) 要安全確認計画記載建築物 (法 7 条)	
	指導・助言対象 (法 15 条 1 項)	指示対象 (法 15 条 2 項)	耐震診断義務付け対象 (法 7 条、法附則 3 条) 指導・助言・指示対象 (法 12 条)	
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 上記以外の学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条)
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	—	—	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場		—	—	
集会場、公会堂		—	—	
展示場		—	—	
卸売市場		—	—	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ホテル、旅館		—	—	
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		—	—	
事務所		—	—	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
幼稚園、保育所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館		—	—	
遊技場		—	—	
公衆浴場		—	—	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		—	—	
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		—	—	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		—	—	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		—	—	—
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (P22 参照)	(法 14 条 2 項)	令 7 条 2 項で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物 (高さ要件に該当する建築物に限る) (P23 参照)	(法 14 条 3 項)	敷地が緊急輸送道路等 (耐震改修促進計画で指定) に接する建築物 (P24、P25 参照)	左に同じ	敷地が建築物集合地域通過道路等 (耐震改修促進計画で指定) に接する建築物
防災拠点建築物	—	—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※上記のほか、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物についても指導・助言対象 (法第 16 条第 2 項)

※ 多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)

(参考資料)

2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

危険物の区分				特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条第 2 号)		要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条)				
				指導・助言対象 (法 15 条 1 項)		指示対象 (法 15 条 2 項)		耐震診断義務付け対象 (法附則 3 条) 指導・助言・指示対象 (法 12 条準用)		
				危険物の数量 (令 7 条 2 項)		規模 (令 8 条 2 項)		規模 (令附則 2 条)		距離 (告示第 1066 号)
令 7 条 2 項	1 号	火薬類	イ 火薬	10 t 以上	500 m ³ 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ³ 以上	火薬類取締法施行規則に規定する火薬の種類及び数量により異なります。			
			ロ 爆薬	5 t 以上						
			ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個以上						
			ニ 銃用雷管	500 万個以上						
			ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個以上						
			ヘ 導爆線、導火線	500 km 以上						
			ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2 t 以上						
			チ	その他の火薬を使用した火工品				10 t 以上		
	その他の爆薬を使用した火工品	5 t 以上								
	2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる類、品名、性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の 10 倍の数量以上				500 m ³ 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ³ 以上	50m 以下
3 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 t 以上							
4 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 m ³ 以上							
5 号	マッチ		300 マッチトン以上							
6 号	可燃性のガス(第 7 号及び第 8 号を除く。)		2 万 m ³ 以上	13 (1/3) m ≒ 13.33m 以下						
7 号	圧縮ガス		20 万 m ³ 以上	一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に規定する施設の種類により異なります。						
8 号	液化ガス		2,000 t 以上	一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に規定する施設の種類により異なります。						
9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。)		20 t 以上	—	—					
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)		200 t 以上	—	—					

(参考資料)

3. 避難路沿道建築物の高さ要件

高さ要件	特定既存不適格建築物 (法第14条第3号)		要安全確認計画記載建築物 (法7条)
	指導・助言対象 (法15条1項)	指示対象 (法15条2項)	耐震診断義務付け対象(法附則3条) 指導・助言・指示対象(法12条準用)
令4条	<p>そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて、定められる距離を加えたものを超える建築物</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物</p> </div> </div>		

(参考資料)

4. 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（緊急輸送道路等）

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた道路のうち長崎市内にある道路を法第6条第3項第2号に基づく道路として指定しています。



長崎市内の緊急輸送道路一覧表

一次緊急輸送道路		二次緊急輸送道路	
道路種別	道路名称	道路種別	道路名称
高速自動車道	九州横断自動車道長崎大分線	一般国道	324号
一般国道	34号	一般国道	499号
一般国道	202号	主要地方道	香焼江川線
一般国道	206号	主要地方道	野母崎宿線
一般国道	251号	主要地方道	東長崎長与線
一般国道	324号	主要地方道	長崎南環状線
一般国道	499号	主要地方道	神ノ浦港長浦線
主要地方道	東長崎長与線	一般県道	長崎漁港村松線
主要地方道	長崎南環状線	一般県道	奥ノ平時津線
一般県道	長崎式見港線	一般県道	深堀三和線
一般県道	長与大橋町線	一般県道	伊王島香焼線
一般県道	昭和馬町線	その他道路	臨港道路
一般県道	小ヶ倉田上線		
その他道路	臨港道路		